

25m³/月 を超えてLPガスをご利用のみなさま

LPガス価格高騰緊急支援給付金

対象者

ガスメーターを介してLPガスを使用するご家庭や企業等で、令和5年1月～9月の間に、25m³を超える使用量の月が、ひと月以上ある方

支援内容

各月の使用量に応じて給付金を支給します。

$$\text{◆給付金額} = 20\text{円}^{\ast 1} / \text{m}^3 \times (\text{使用量} - 25\text{m}^3)^{\ast 2}$$

- ※1. 9月分の支援単価は半額の10円になります。
- ※2. 25m³以下については、別途値引きによる支援が行われています。
- ※3. 上限は120万円/月（9月分は半額の60万円/月）です。

支給のめやす

- ・毎月 30m³ 使用した場合 総額 850円
- ・毎月 50m³ 使用した場合 総額 4,250円
- ・毎月 100m³ 使用した場合 総額 12,750円
- ・毎月 600m³ 使用した場合 総額 97,750円

手続き

給付を受けるためには **申請手続きが必要** です。

申請期間

令和5年10月2日(月)～令和5年12月11日(月) 必着

申請方法

専用の申請書に必要事項をご記入の上、必要な書類とあわせて、「LPガス価格高騰緊急対策事業事務センター」までご送付ください。

ガスメーターを介さずにLPガスをご利用のみなさま

◆ガスボンベやタンク等でLPガスを購入・使用（工業・農業用、露店など）している場合、別途給付金による支援があります。詳しくはホームページ等をご覧ください。

給付金の申請・お問い合わせ先

LPガス価格高騰緊急対策事業 事務センター

〒690-0887 島根県松江市殿町 111 松江センチュリービル 3F
電話：0852-67-3641 FAX：0852-67-3642
Email：shimane-lpg-kyufukin@sanin-chuo.co.jp
ホームページ：https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp



9月4日(月)
開設予定

◀ ホームページ
QRコード